び参画するものとします 責務等に基づいてまちづくりに参加及

兀 三 男女共同参画の原則 各主体は、男 するものとします。 で参加及び参画するまちづくりを推進 女が性別にかかわりなく、対等な立場 協働の原則
各主体は、協働による

第八条 子どもは、人として尊ばれ、社

まちづくりを基本とし、その共通認識 します。 自立した地域社会の推進を図るものと のもと、相互の信頼関係に基づいて、

第二章 まちづくりの主役 としての市民

(市民の権利)

良好な生活環境のもと、性別、国籍、 営む権利を有します。 として尊重され、安全で安心な生活を 年齢、心身の状況等にかかわらず個人 市民は、都留市の豊かな自然、

- 利を有します。 市民は、市政に関する情報を知る権
- 3 を有します。 評価のそれぞれの過程に参画する権利 市民は、市の政策の立案、実施及び
- (市民の責務) 等に享受できる権利を有します。 市民は、市が行う行政サービスを平

第七条 市民は、まちづくりの主体であ ることを認識するとともに、互いに尊 参画するよう努めるものとします。 重し、積極的にまちづくりに参加及び

2 するに当たっては、自らの言動に責任 市民は、まちづくりに参加及び参画

> (子どもの権利) を持って取り組むものとします。 分任する義務を果たすものとします。 市民は、行政サービスに伴う負担を

境の中で育てられる権利を有します。 りに参加又は参画する権利を有します それぞれの年齢にふさわしくまちづく 会の一員として尊重され、より良い環 見を表明する権利を有するとともに、 子どもは、自由に自己を表現し、意



(高齢者の役割と権利

第九条 高齢者は、長年の人生で培って きた経験と知恵を社会へ伝達しつつ、 する役割と権利を有します。 活を送り、まちづくりに参加及び参画 いきいきと安心して生きがいのある生

(事業者の権利と責務)

第十条 事業者は、地域社会を構成する ものとします。 公益的な活動への積極的な参加等を行 び市民生活に配慮した事業活動の推進、 るほか、社会的責任を認識し、環境及 い、健全な地域社会づくりに寄与する 一員としての権利とともに責務を有す

(各主体の役割と責務

第十一条 各主体は、子どもの権利の適 正な履行に対して責任を有することを

> 認識するとともに、それぞれの役割に 応じてその環境づくり及び適切な支援 に努めるものとします。

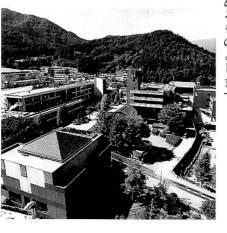
します。 次の世代に引き継ぐよう努めるものと る要素をいう。)を保全するとともに、 文化遺産その他の地域の個性を形成す (有形、無形に限らず、自然環境、歴史 各主体は、都留市の固有の地域資源

第二節 大学

(都留文科大学の役割

2 都留文科大学は、その知的資源を活 第十二条 都留文科大学は、各主体と連 携及び協働するものとします。 用し、教育首都を目指したまちづくり に寄与するものとします。

めるものとします。 流を積極的に進め、地域の活性化に努 都留文科大学は、市民と学生の交



第三章 市民のための議会

第十三条 及び廃止、予算の決定、決算の認定そ (議会の役割と責務 議会は、条例の制定又は改正

> とします。 議決し、都留市の意思を決定するもの の他法令等に定められた事項について

- とします。 いるかを監視し、及びけん制するもの 議会は、市政運営が適正に行われて
- ともに、積極的に情報を提供し、市民 と情報を共有するよう努めるものとし 議会は、会議の公開を原則とすると

(議員の責務)

第十四条 議員は、市民の代表者として 市民全体の利益を行動の指針とし、 品位と名誉を保持するとともに、常に 積極的に公開するよう努めるものとし 実に職務の遂行に努めるものとします 議員は、自らの議員活動について、

3 議員は、議会の責務を遂行するため 自己研さんに努めるものとします。

第三章 市民のための行政

第一節 市長

(市長の役割と責務)

当たらなければなりません。 に基づき、公正かつ誠実に市政運営に て市民の信託に応え、この条例の理念 第十五条 市長は、市政の代表者とし

2 市長は、市政運営に当たっては、常 職員を適切に指揮監督するとともに、 及び財政の健全化を図るものとします。 入の確保に努めるとともに、事業運営 に経営感覚を持ち、費用の節減及び収 市長は、リーダーシップを発揮し、

H21.4.1

効果的かつ効率的な組織運営を行うも